回覧

令和8年11月号

夕暮れ時の交通事故防止



例年、秋口から年末にかけて、夕暮れ時に歩行者がはねられる重大事故が多く発生する傾向にあります。これは、日没時間が早まり、薄暗くなった帰宅時間帯にドライバーが歩行者を見落としてしまうことが原因の1つと考えられます。

★交通事故防止対策～ドライバーが注意すること★

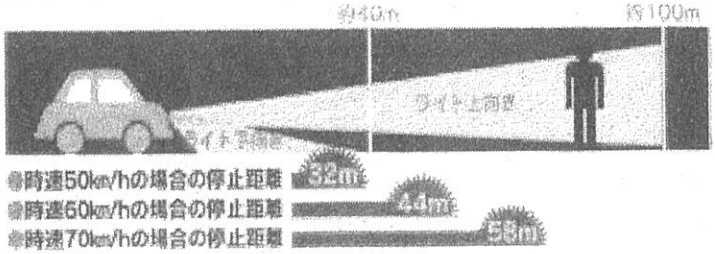
- 視認性の向上や自車の存在をいち早く周囲に知らせるため、早めのヘッドライト点灯。
- 対向車や先行車がいない場合は、ハイビームに切り替え、前方をよく見て運転しましょう。
- ドライバーには、横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。
 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転をしましょう。

★交通事故防止対策～歩行者が気をつけること★

- 夕暮れ、夜間、早朝に外出する時は、白色等の明るい色の服装と反射材やライトを活用して、自分の存在を周囲にアピールしましょう

早めに歩行者を発見できるように、
状況に応じて

「ハイビーム走行」を心がけましょう。



挟間交番だより

11月号
大分南警察署
挟間交番発行

大分南警察署
097-542-2131
挟間交番
097-583-0200



大分県公安委員会指定
犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人大分被害者支援センターのご案内

警察等関係機関と協力して犯罪に遭われた方の相談にのり、必要な支援が受けられるように活動している民間の被害者支援団体です。

相談電話　０９７－５３２－７７１１（大分市東春日町１番１号NSビル1階）
相談受付　9時～20時（土日祝、年末年始を除く）



電話相談
専門家や訓練を受けた相談員が相談をお受けします。
情報提供　弁護士等の紹介

面接相談
電話相談の中から必要に応じて面接相談に移行します。
カウンセリング　情報提供

直接支援
希望に応じて…
裁判等への付き添いをします
裁判所　病院　警察　検察庁

自助グループへの支援
同じような被害にあわれた方の交流の場所を提供し、その活動の支援を行います。

〈ストーカー行為について〉

☆ 相手の行動がエスカレートする前に早めのご相談を！

ストーカー規制法では、特定の者に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者又は密接な関係を有する者に対し、つきまとい等を繰り返し行うことを、ストーカー行為として規制しています。

警察では、ストーカー行為をした相手方に対して警告や禁止命令、検挙措置等をとることができます。

～規制対象となるストーカー行為～

- つきまとい、待ち伏せ、見張り、押しかけ、うろつき等
- 監視していると告げる、面会・交際要求、粗野乱暴な言動
- 無言電話又は連続した電話、SNSメッセージ等の送信
- 汚物等の送付、名誉を傷つける行為、性的羞恥心の侵害
- GPS機器等による位置情報取得行為、GPS機器等取付け行為

★紛失防犯タグにご注意を！★

昨年12月にストーカー規制法が改正され、相手の承諾なく、紛失防止タグを取り付けたり、位置情報を取得したりする行為も規制の対象になりました。

ストーカー行為やDV等で悩んでいる方は最寄りの警察署にご相談ください。